〔園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会〕

# 第８回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会

平成１６年１０月１日（金）
園部国際交流会館２階第４研修室
〔出席者〕箱田委員・中川(圭)委員・中川(幸)委員・井尻委員
古屋委員・上野委員・中川(晃)委員・谷委員
湯浅委員・吉田(紀)委員・中西委員
栃下住民部会長・山内保健福祉部会長・大野班長・吉田
〔傍聴者〕５名

## １．開　　会　（９時３０分）

## ２．議　　題

（１）協議第１号　２１－３―②　単独事業等の取扱い　〔事務局より説明〕

塵芥処理の取扱い（継続協議）

１．ごみ減量対策

〔金額を明確にすることによる継続協議〕

コンポスト補助・・・購入価格の１／２以内　上限４，０００円とする。

生ごみ処理機補助・・購入価格の１／２以内　上限３０，０００円とする。

生ごみ収納庫補助・・事業に要する経費の２／３以内　上限５０，０００円とする。

《主な意見》・古紙回収団体の補助内容等検討について、部会検討経過を教えていただきたい。

《事 務 局》・対象団体は、現行のままとし、補助内容は統一する方向で検討した。

各種社会福祉事業等の取扱い（継続協議）

１．老人保健事業（健康診査）

〔自己負担金の見直しによる継続協議〕

自己負担金は、下記検診について徴収する。

| 検診科目 | 金額 |
|---|---|
| 骨粗しょう症検診 | １００円 |
| 胃がん検診 | ２００円 |
| 大腸がん検診 | １００円 |
| 子宮がん検診 | ２００円 |
| 乳がん検診 | ２００円 |

ただし、７０歳以上については、無料とする。

《主な意見》・自己負担金は仕方ないが、自己負担額の根拠を教えていただきたい。

《事 務 局》・１，０００円を超えない範囲で設定した。それぞれ検診単価が異なるが、

検診単価を参考にして、自己負担額を算出した。

《委 員 長》・**協議第１号　協議項目２１－３―②　単独事業等の取扱い（継続協議分）**において質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委　　員》**＊異議なし＊**

小委員会決定　**協議第１号　協議項目２１－３―②　単独事業等の取扱い（継続協議分）**

各種社会福祉事業等の取扱い（未協議事項）

１．障害者福祉関係（町独自の手当、障害児者医療）

《主な意見》・在宅重度身体障害者介護者激励事業において、適用基準を調整しとあるが、支給額も含めてのことか。

《事 務 局》・年間６万円支給することとし、適応する人の基準がばらつかないよう介助項目数等による基準を設けるということである。

《主な意見》・障害者の激励事業を一元化とは、全市で実施するということか。

《事 務 局》・全市で実施するということである。

《主な意見》・障害児者医療において、級の設定基準はどのようになっているのか。

《事 務 局》・障害の程度は、医師の診断で決定される。複数の障害がある場合、肢体不自由４級、視覚障害で２級、併せて１級となることがある。また、内部疾患の方で、心臓バイパス手術を受けられた方や人工透析を受けられている方等において、１・２級の方がおられる。個々により障害の状況が違う。１・２級は重度、３・４級は中度、５・６級以下は軽度となる。

２．児童母子福祉関係（児童福祉、一人親家庭の支援、乳幼児医療、母子家庭医療、父子家庭医療）

《主な意見》・出産祝金の支給基準は何子からとなるのか。

《事 務 局》・出産祝金及びすこやか手当支給においては、１子から支給とし、低下させることなく実施の方向で考えている。

《主な意見》・祝金事業において、廃止とされている部分の検討経過を説明されたい。

《事 務 局》・金額は拡大となる。保育所は、すこやか手当が年間通じて支給されるので、カバーできる。母子家庭は、一般分において支給されるので、切捨てにならない。高校生については、代わるものがなく低下になるが、全てを実施することは、財政的にも難しいのでご理解いただきたい。

《主な意見》・財政的なことがあるのは理解できる。単独事業検討に入り、過疎対策の２町は他の２町と相違が多々あると感じている。少子化対策での取組みや若者定住を進める中で、高等学校の部分も大きく評価されている住民の声を聞く。再考していただくよう、賢明な委員の判断を願う。

《事 務 局》・部会においても、どこまでを対象とするか議論した。委員の中で再考せ

よということであれば検討するが、意見を伺いたい。

《主な意見》・義務教育とそれ以上の線引きもある。財政シミュレーションとの関係での見解を聞かせていただきたい。

《事 務 局》・高等学校を廃止にした理由として、対象者増になれば財政的に膨らんでくることから検討した。また、部会の意見として、義務教育を修了したという基準を設けてはどうかということもあった。

《主な意見》・高等学校は、学びたいとなれば奨学金制度もある。高等学校廃止は、義務教育修了ということで、一定理解できる。廃止でよいと思う。

《主な意見》・ほとんどの子どもは高校進学であるので、すこやか手当の対象から外れた年代に対し、しばらくの間支給することはできないか。

《主な意見》・すこやか祝金の目的はどうなるのか。

《事 務 局》・入学祝金は、新規入学のための学用品や被服が必要になり、保護者負担に対し補助的な意味もある。

《主な意見》・少子化対策を重点に考えることは、基本だと思う。これからの社会を担う子どもに対して、少子化対策をとることは大切である。３子だけでの対象でなく、事務局案の１子からの方が手厚いと考える。

《主な意見》・４町の祝金とした場合、いくらになるかという検討をされたのか。調整する中で、メリット、デメリットがあるのは当然であり、それがないと合併調整が出来ないことは理解しているが、これからは、少子化対策や福祉の関係で施策の充実が大切になってくると思う。専門部会の協議されたことの事務局説明を受けて、一定理解した。

《主な意見》・全児童生徒を対象としたら多額になると思われるが、財政シミュレーション上可能なのか。

《事 務 局》・小中学校の入学者での試算額は、３，３００万円に膨らむことになる。

《主な意見》・施策としてはよい。施策をする中で、お金をただ渡すということだけでなく、教育の重要性や子どもを育てることや町を愛すること等事業の上で支給し、生きた意味あるお金にすることが大切である。

《主な意見》・「新市の財政をみながら検討する」と文言修正すればよいのではないか。

《主な意見》・全体的には、レベルアップしているのは事実だと解釈している。小委員会でも検討願い、意見をいただいた経過もあるのでそれでよい。

《主な意見》・文言については、再度検討してはどうか。

《事 務 局》・祝金制度は新市に継続し、額と対象者内容について再度検討するのか。それとも、小中学校５万円は認める中で、高校生の部分のみ対象とし文言修正する方がよいか意見を賜りたい。

《主な意見》・金額について、専門部会や幹事会に差し戻しできるのか。一定協議し、あがってきた額であるので、小委員会の意見を受けて高等学校のみ検討

したらよいと思う。

《事 務 局》・少子化という観点から大事であるので、制度として続けるという意見や制度を全市に広げて財政的なことから難しいのではないかという意見が出されている。制度は引継ぐが、提案額や対象基準も含めた中で再度検討する余地があるなら、検討可能である。

《主な意見》・幹事会でも少子化対策の状況では、大事にしていく部分だと認識している。財政的には無理なこともあるが、全体的総枠で考え、大事にしていこうとしている。小委員で差し戻しも可能であるが、専門部会で積み上げてきたものも大切にしていただきたい。高等学校は、新市の財政状況を見ながら検討するということにしていただけないか。

《主な意見》・高等学校の部分を字句修正すればよい。

《委 員 長》・「高等学校については、新市の財政状況を勘案して検討する。」に字句修正してもよいか。ただし、少子化対策の大きな要因がある事業ということも調整結果にいれておいていただきたい。

《委　　員》・異議なし

《主な意見》・母子・寡婦家庭自動車運転免許取得助成事業は、新市に移行後調整となっているので、廃止にしないでほしい。

《委 員 長》・**協議第１号　協議項目２１－３―②　単独事業等の取扱い（未協議分）**の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委　　員》**＊異議なし＊**

小委員会決定　**協議第１号　協議項目２１－３―②　単独事業等の取扱い（未協議分）**

**（２）協議第２号　１９－４　人権啓発の取扱い**　〔事務局より説明〕

１．人権啓発事業

《主な意見》・新たな人権啓発推進ということは、人権問題の研修が薄くなっていると言われている中、前向きでよいが、新たな啓発部分としてどう考えているのか。

《事 務 局》・特別法の失効にあたり、国の方向付けがなされてきた中、全ての人権を尊重する方向で取組むことを念頭において結果とした。あらゆる人権問題解決を基本として啓発していくという認識である。

《主な意見》・一元化を図り、前進する取組みを進めるよう要望しておく。

《主な意見》・新たな人権啓発推進とあるが、「新たな」を削除する方がよい。

《委 員 長》・「新たな」を削除してよいか。

《委　　員》・異議なし

２．行政相談事業

３．保護司会等

《主な意見》・保護司は、ボランテイアであり、無報酬である。更生保護監察協会から補助金をいただき活動している。

４．隣保館等管理運営事業

《主な意見》・施設数の調整結果において、「住民要望等により、払い下げ」とあるが説明されたい。

《事 務 局》・地元要望があれば移管の方向で対応するということである。

《委 員 長》・「住民要望等」を「地元要望等」に字句修正してよいか。

《委　　員》・異議なし

《委 員 長》・**協議第２号　協議項目１９－４　人権啓発の取扱い**の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委　　員》**＊異議なし＊**

小委員会決定　**協議第２号　協議項目１９－４　人権啓発の取扱い**

※　本日の会議時間の都合により、下記の項目については、次回小委員会に持ち越して質疑を行うこととする。

（記）

（３）協議第３号　１９－１２　保育所の取扱い（その３）　〔事務局より説明〕

１．保育所数　２．保育料　３．延長保育（延長保育料）　４．一時保育

５．通園バス　６．幼保一元化

（４）協議第４号　１９－１２　保育所の取扱い（その２）（継続協議）

〔事務局より説明〕

１．保育時間　２．延長保育（実施箇所数、時間、職員体制、利用者数）

３．乳幼児保育

**（５）その他**

特になし

**３．今後の予定について**

《事 務 局》・第９回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会は、平成１６年１０月２１日（木）午後１時３０分から、園部国際交流会館での開催を予定している。

《委　　員》＊異議なし＊

**４．その他**

特になし

**５．閉　　会　（１２時１０分）**

《副委員長》・単独事業の審議に入ってきて、活発な意見をいただき、ゆるやかな合併、対等合併という基本に基づきご審議いただき小委員会もスムーズに調整願えている。今後もよろしくお願いしたい。